

松江市告示第 240 号

松江市障害者控除対象者認定書交付要綱（平成 17 年松江市告示第 131 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 <u>認定書の交付の対象となる者</u>は、松江市内に住所を有し、各年とも 12 月 31 日現在で年齢が 65 歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>市長が別に定める基準により</u>所得税法施行令第 10 条第 1 項及び地方税法施行令第 7 条<u>の</u>市町村長等の認定に係る者として<u>適当と認められた者</u>(以下「障害者」という。)</p> <p>(2) <u>市長が別に定める基準により</u>所得税法施行令第 10 条第 2 項及び地方税法施行令<u>第 7 条の 15 の 7 の</u>市町村長等の認定に係る者として<u>適当と認められた者</u>(以下「特別障害者」という。)</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第 3 条 福祉事務所長は、障害者<u>若しくは特別障害者としての認定を受けようとする者又はその者と生計を一にしている者が別に定めるところにより行う</u>申請に基づ</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 <u>対象者</u>は、松江市内に住所を有し、各年とも 12 月 31 日現在で年齢が 65 歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) _____所得税法施行令第 10 条第 1 項及び地方税法施行令第 7 条<u>中、</u>市町村長等の認定に係る者_____ (以下「障害者」という。)</p> <p>(2) _____所得税法施行令第 10 条第 2 項及び地方税法施行令<u>第 7 条の 15 の 11 中、</u>市町村長等の認定に係る者_____ (以下「特別障害者」という。)</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第 3 条 福祉事務所長は、障害者<u>又は</u> _____特別障害者 _____、 _____その者と生計を一にしている者の _____申請に基づ</p>

き、当該申請内容が適当と認めるときは、
障害者控除対象者認定書(別記様式)を交
付するものとする。

別記様式(第3条関係)

障害者控除対象者認定書
略

次の者を、所得税法施行令(昭和40年政令
第96号)第10条並びに地方税法施行令(昭和2
5年政令第245号)第7条及び**第7条の15の7**
に定める(障害者・特別障害者)として認定す
る。

略	
障 が い 事 由	略
障がい認定日	年 月 日
略	
略	

き _____、
障害者控除対象者認定書(様式第1号)を交
付するものとする。

様式第1号(第3条関係)

障害者控除対象者認定書
略

下記の者を、所得税法施行令(昭和40年政令
第96号)第10条並びに地方税法施行令(昭和2
5年政令第245号)第7条及び**第7条の15の11**
に定める(障害者・特別障害者)として認定す
る。

略	
障 害 一 事 由	略
障害認定日	年 月 日
略	
略	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。